

**innoventier弁護士法人
イノベンティア**

企業法務相談室

（第38回）
弁護士 中村 洋介
なかむら こうすけ
2015年九州大学法学部卒業、2017年一橋大学法科大学院を修了。2019年に弁護士登録(第一東京弁護士会)をし、2019年12月から弁護士法人イノベンティアに勤務。主たる取扱分野は、一般企業法務、知的財産法、個人情報保護法、輸出管理等。



新型コロナウイルスと 取引先の倒産

回答

取引先が法的破産手続に入った場合には、当面支払いを猶豫する可能性があります。取引先の担当者と連絡が取れており、営業を再開できる見通しがあります。

取引先の状況について情報を収集しつつ、話し合いによる債権回収、代物弁済の交渉、商品返却の交渉、代金の相殺を行うことが考えられます。

倒産とは？

企業の法的倒産手続には、会社を清算する破産や特別清算、事業再建を目的とする民事再生や会社更生等があります。そのような法的な手続に至つては、私的整理や事実上の営業停止状態を、「倒産」と呼ぶこともあります。

本稿では、「倒産」は法的倒産手続を指すものとして論じることとします。

情報収集

新型コロナウイルスの影響で、取引先の企

話合いによる債権の回収

取引先が法的倒産手続に至る可能性が否定できない場合には、取引先に対しても、まずは、代金を任意に支払うように交渉することが考えられます。取引先との関係性や重要性によっては、取引先の負担を軽減できる形での債権回収も考えられます。具体的には、商品代金の分割払いや支払い期限の繰延等が挙げられます。ただ、分割払いや期限の繰延に応じた後、全額を回収できないうちに取引先が部を回収できないおそれがあります。

業が営業を停止した場合であっても、その停止が一時的なもので、営業を再開できる見通しがあれば、営業再開後に支払いを受けられる可能性があります。取引先の担当者と連絡が取れており、営業を再開できる見通しがあります。ただし、取引先の状況次第では、残念ながら、法的倒産手続に至るおそれも考えられます。取引先が法的倒産手続に至った場合には、一切の配当が受けられない可能性もありますし、数%未満の低額の配当や弁済を受けるのみとなることも多く、商品代金の全部又は一部を回収できないおそれがあります。

今回のご相談

弊社が継続的に商品を納入している取引先の企業が新型コロナウイルスの影響で営業を停止しており、弊所に対する支払いも停止しています。弊社は、当該取引先に対し、商品代金の請求権を有していますが、どのような対応を行えばよいのでしょうか。

また、万一封引先が倒産した場合には、

当社の請求権はどうなるのでしょうか。

商品の返却
商品代金の回収とは場面が異なりますが、商品の所有権が、契約上自社に留保されている場合には、そのことを説明して、取引先から商品を返却してもらうことが考えられます。また、そのような取り決めがない場合であっても、取引先の代金不払いに基づき、取引先との契約を債務不履行解除して、商品を返却してもらうことがあります。取引先が有する商品や債権を金銭債務に代えて受け取ることにより、実質的に債権回収を図ることが考えられます。

代物弁済の交渉
代物弁済とは、本来の債務に代えて他の給付をすることにより、本来の債務を消滅させることをいいます。取引先が有する商品や債権を金銭債務に代えて受け取ることにより、実質的に債権回収を図ることが考えられます。

を行うことや、債権の回収を求めて訴訟を提起することも考えられます。仮差押え後に、取引先が法的倒産手続に至ると、仮差押えは無効となり、訴訟手続は中断するため、これらだけは十分な保全にならないと思われます。他の手段との併用も含めて検討することになります。

（二）配当・弁済
法的倒産手続に入ると、個別に債権を回収することは禁止され、債権者は、原則として、当該法的倒産手続に則って、配当・弁済を受けることになります。

債権者は、債権届出書を届出期間内に提出しなければ、原則として、配当・弁済を受けることができないため、期間内に債権届出を行なう必要があります。

平成三〇年度司法統計によれば、破産手続で配当が行われたのは全体の約二六%で、それ以外は配当自体が行われず、債権者は一切回収ができないまま破産手続が終了しています。そして、配当率は、数%未満が多く、近年の例として、（株）てるみくらぶの破産では、配当率が一・九%であったと報告されています。このように、配当から十分な債権回収を達成することは難しいといえます。

（二）相殺
債権者は、法的倒産手続開始決定後も、相殺をすることができますので、速やかに相殺を検討します。

代金の相殺

取引先から取引保証金を受領していた場合や、自社も取引先から別の商品を購入している場合など、自社が取引先に對して他の金銭債務を負担している場合には、取引先の代金債権と対当額で相殺することで、その分の回収を事实上達成することができます。

保全手続・訴訟手続

取引先の財産に対しても仮差押えの保全手続

海外の取引先が倒産した場合

日本の倒産法は日本国内にしか及ばないのが原則であり、海外企業所在国の倒産法を調査する必要があります。海外企業の倒産への対応方法は、各国で異なり、専門的な判断を持参のうえ、専門の弁護士に相談を行うことが望ましいといえます。